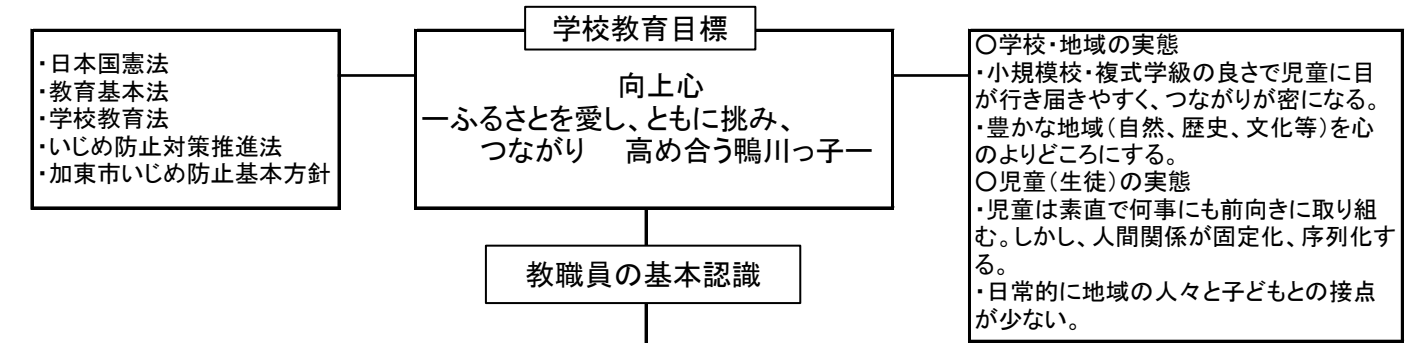


令和6年度鴨川小学校 いじめ防止基本方針全体計画



- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
 - ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
 - ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
 - ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑦ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- (『いじめ対応マニュアル』(兵庫県教育委員会)より) H29.8 <改訂版>

